

静岡県総合健康センター指定管理者募集要項

令和元年9月

静岡県健康福祉部健康増進課

目 次

募集要項	ページ
1 対象施設の概要	1
2 指定管理者が行う業務	2
3 指定期間	2
4 管理基準・業務水準	2
5 利用料金制度	3
6 指定管理料	3
7 自主事業に関する事項	3
8 リスク管理、保険加入等に関する事項	4
9 申請に関する事項	5
10 募集要項の配布	6
11 現地説明会	6
12 募集に関する質問	7
13 申請の手続	7
14 指定管理者候補者の審査及び選定	8
15 モニタリングの実施方法について	11
16 指定管理業務の引受け、引継ぎについて	11
17 センター内での県職員の勤務について	12
18 その他、管理運営に当たっての注意事項	12
19 期間評価結果の次期指定管理者選定への反映について	14
20 問い合わせ先及び申請書類等提出先	14

別紙

1 平面図 (別紙1)	15
2 フロアー図 (別紙2)	16
3 有料貸出施設の利用率及び利用者数等 (別紙3)	17
4 静岡県総合健康センター管理業務区分表 (別紙4)	18

様式

1 現地説明会参加申込書 (様式1)	20
2 質問書 (様式2)	21
3 グループ申請構成書 (様式3)	22
4 指定管理者指定申請書 (別記様式 (第2条関係))	23
5 事業計画書 (様式4)	24
6 団体の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類 (様式5)	28
7 委任状 (様式6)	29
8 辞退届出 (様式7)	30

管理業務仕様書（別添）

1	静岡県総合健康センターの設置の目的	31
2	管理運営に関する基本的な方針、目標	31
3	施設の概要	31
4	開館時間及び休館日	32
5	業務の内容	32
6	自主事業に関する事項	35
7	静岡県総合健康センターの使用料の減免について	36
8	管理に要する経費	36
9	物品の管理等	36
10	事業実績報告書の提出	36
11	事業の継続が困難となった場合の措置	37
12	協定等の締結	37
13	業務を実施するに当たっての留意事項	37
	・定期購読等する新聞・雑誌	38
	・管理業務委託各種仕様書	39

参 考

- ・静岡県総合健康センターの設置及び管理に関する条例
- ・静岡県総合健康センターの設置及び管理に関する条例施行規則
- ・貸与物品一覧
- ・樹木配置図

静岡県総合健康センター指定管理者募集要項

静岡県では、平成8年に開館した静岡県総合健康センター（以下「センター」という。）の管理者について、平成15年6月の地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正趣旨を踏まえ、平成18年度から指定管理者制度を導入している。

この指定管理者制度とは、従来の地方公共団体の出資法人等による管理委託制度とは異なり、民間事業者も含む幅広い団体の中から地方公共団体が指定するものに公の施設の管理を行わせるもので、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的としている。

このたび、令和元年度末をもって、現在の指定期間が満了となることから、センターの設置目的である県民の健康増進の支援を図るための拠点施設としてその効果を十分発揮できるように、地方自治法第244条の2第3項及び静岡県総合健康センターの設置及び管理に関する条例（平成8年静岡県条例第3号。以下「条例」という。）に基づき、次のとおりセンターの管理運営を行う指定管理者の募集を行う。

1 対象施設の概要

- (1) 名称 静岡県総合健康センター（愛称 すこやかセンター）
- (2) 目的 県民の健康づくりを積極的に促進することを目的とした、健康科学に立脚した健康づくりの総合施設
- (3) 役割 ①健康づくり関連施設の円滑な推進のため、専門的かつ技術的中核施設としての機能をもつ、健康科学に立脚した健康づくりの総合施設
②保健所及び市町保健センターへの健康づくりの技術的指導、指導者の養成等を行う健康づくりの中核施設
③県民のだれもが運動、相談等の健康増進を体験できる施設
- (4) 所在地 静岡県三島市谷田2276番地
- (5) 設置日 平成8年5月1日
- (6) 面積 敷地面積 17,150.00 m²、延床面積 4,932.71 m²
- (7) 建物構造 地上3階、地下1階
- (8) 主な施設

階層	分類	室名	備考
1階	A	ホール	◎ 300席
	A	体育館	◎ バレーボールコート2面分
	A	更衣室・シャワー室	
	A	栄養実習室	◎ 調理台7台
	C	県健康増進課総合健康班（駐在員）室	
	C	第1、2会議室	
	B	事務室	
	B	救急室	

	B	健康筋力づくり研究室	研究用トレーニングマシン等設置
	B	警備員室	
	A	講師控室 1、2	
2階	A	図書資料室	
	A	ロビー	
	A	情報提供コーナー	
	C	検査室	
	C	指導相談室	
	C	(旧)職員休憩室	
	C	(旧)不妊専門相談室	
3階	C	(旧)待合室	
	A	研修室 1、2、3	◎
	C	調査・研究室	
	B	コンピュータ室	
その他	C	文書庫	
	A B	駐車場	150 台収容
	A B	ランニングコース	全天候型ウレタン舗装、一周 250m

分類欄：A 一般利用施設、B 事業及び管理用施設、C 県(駐在員)使用施設

備考欄：◎ 有料貸出施設

別紙 1「平面図」、別紙 2「フロア図」参照

2 指定管理者が行う業務

- (1) 健康づくりの実践に関する指導を行うこと。
- (2) 健康づくりの研修を行うこと。
- (3) 健康づくりに関する普及啓発及び相談を行うこと。
- (4) 健康づくりのための情報の収集並びにそれらの結果の提供を行うこと。
- (5) センターの維持管理及び県民の使用に供すること。
- (6) その他県民の健康の増進に寄与するために必要な事業を行うこと。
- (7) 利用料金を徴収すること。

※詳細は別添「静岡県総合健康センター管理業務仕様書」による。

3 指定期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで（2 年間）

ただし、県議会の議決（令和元年 12 月定例会予定）を経て確定する。また、管理を継続することが適当でないとき、指定管理者の指定を取り消すことがある。

4 管理基準・業務水準

(1) 管理基準

- ・指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって管理運営業務を行うこと。

- ・経営努力目標 各年度における利用率の目標60%以上

現指定管理期間（平成 30 年度まで）の利用率及び利用者数の実績は別紙 3 のとおり。

(2) 業務水準

- ・施設、設備等の日常及び定期点検を実施し、施設又は設備等の異常を発見した場合は、必要に応じて当該施設又は設備等の利用を直ちに中止し、その異常の詳細を確認するなど、施設の安全管理の徹底を図ること。
- ・緊急時の連絡体制（外部からの応援体制の確保を含む）及び点検を含む平常時の業務マニュアルや事故発生時の応急対策などを記載した危機管理マニュアル等を整備し、日頃から緊急時に備えた訓練や職員に対する研修を実施し、安全管理意識及び知識の向上を図り、危機管理体制について万全を期すこと。

5 利用料金制度

センターの管理運営に当たっては、地方自治法第 244 条の 2 の規定に基づく利用料金制度を導入する。

利用料金は、条例に定める額の範囲内であらかじめ知事の承認を得て指定管理者が定め、指定管理者が収入として収受する。

現指定管理期間（平成 30 年度まで）の利用料金収入の実績は別紙 3 のとおり。

6 指定管理料

県が支払う委託料は、次の額を指定管理期間中の各年度の上限（消費税及び地方消費税相当額を含む。）として、事業計画書において提示のあった金額に基づき、年度ごとに支払う。支払いの時期、方法については、別途協定書において定める。

額の確定後は、運営によって過不足が生じた場合でも、原則として指定管理料の変更は行わない。

センターの指定管理に係る会計は、他の会計とは区分して経理すること。

現指定管理期間（平成 30 年度まで）の指定管理料及び指定管理に係る経費の実績は別紙 3 のとおり。

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	合計
指定管理料	78,000,000 円	78,000,000 円	156,000,000 円

7 自主事業に関する事項

「自主事業」とは、施設利用料金以外の料金を利用者から徴収し、又は物販の売上金を得ることを目的として行われるイベント、物販その他の事業をいう。

- ・自主事業を行う場合には、条例の設置目的に反しない範囲で行うものとし、あらかじめ県と協議して承認を得ること。
- ・自主事業に要する経費には、県が支払う指定管理料を充てることはできない。
- ・「第 3 次ふじのくに健康増進計画」に記載されている 5 領域（食育、運動・身体活動、休養・こころ、たばこ・アルコール・薬物、歯）に関連する事業等を積極的に行う

こと。

- ・県民の日（毎年8月21日）、富士山の日（毎年2月23日）に関連する事業を実施するなど、県の施策に沿った取組を実施すること。（実施日は各日の近辺の日でよい）
- ・指定管理者のもつノウハウを活用して、新しい工夫を取り入れたイベントの実施など、利用者のニーズに合ったサービスの提供による利用促進を図ること。

8 リスク管理、保険加入等に関する事項

(1) リスク管理、責任分担について

県と指定管理者の業務区分は別紙4（静岡県総合健康センター管理業務区分表）による。

- ・事故、火災による施設の損傷及び被災者に対する責任は、原則として、指定管理者によるものとする。ただし、施設の瑕疵の場合は、原因の程度に応じ県によるものとする。
- ・指定管理者は、被害が最小限となるよう迅速かつ最善の対応をとるとともに、直ちに県に報告すること。
- ・災害及び事故等の不測の事態を想定した危機管理体制の整備及びマニュアルを県に提出すること。
- ・危険及び破損箇所の早期発見に努め、発見した場合は迅速に適切な措置を講ずること。
- ・災害及び事故等の不測の事態を想定した訓練や研修等を定期的に行い、危機管理マニュアルを点検整備すること。

(2) 保険加入について

当施設の特性を踏まえ、必要な保険に加入すること。

この場合、賠償責任保険に加入する際には、被保険者に静岡県も加え、県が法律上の賠償責任を負担する事故等による損害に対し、保険金が支払われるようにすること。

(3) 事業の継続が困難となった場合における措置について

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により適切な管理運営が困難となった場合、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理運営の継続が困難と認められる場合は、県は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の停止を命じることができるものとする。この場合、指定管理者が協定書で定める違約金を県に支払うほか、県に生じた損害を賠償するものとする。

イ 不可抗力等による場合

災害その他の不可抗力等、県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により管理運営の継続が困難となった場合、県と指定管理者は管理運営の継続の可否について協議を行う。なお、その結果、事業の継続が困難であると判断した場合は、県は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の停止を命じることができるものとする。

9 申請に関する事項

(1) 申請資格

- ア 法人その他の団体（以下「団体」という。）。個人での申請は不可。
- イ 複数の団体により構成されるグループ（以下「グループ」という。）
 - (ア) グループで申請する場合は代表団体を決めること。他の団体は構成団体とする。
 - (イ) 単独で申請した団体がグループの構成員となったり、複数のグループにおいて同時に構成団体となることはできないものとする。
- ウ 「17 センター内での県職員の勤務について」に記載のとおり、県健康増進課総合健康班職員もセンターに常駐し業務を行うため、指定管理者は、常駐する県職員と連絡を密にとり、連携してセンター全体の円滑な運営に努めること。

(2) 申請者の制限

次のいずれかに該当する法人等又は次のいずれかに該当する法人等が構成員となっているグループは、申請者となることができない。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 静岡県から指名停止措置を受けている者
- ウ 直近3年間の法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者
- オ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算の申立てがなされた法人等及び開始命令がなされている法人等（平成17年6月改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく会社整理若しくは特別清算の申立て又は通告がなされた法人等及び開始命令がなされている法人等を含む。）
- カ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産の申立て（同法附則第3条によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条の規定による破産の申立てを含む。）がなされている者
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）がなされている者（ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法の規定に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。）
- ク 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立て

がなされている者

ケ 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、同法第33条第1項に定める再生手続開始が決定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。）

コ 指定管理者選定審査委員と資本面で関連がある者

(3) 選考の除外

申請書を提出した団体が次の要件に該当した場合は、その者を選考の対象から除外する。

ア 申請書の記載内容に虚偽又は不正があったとき。

イ 選考委員に個別に接触したとき。

ウ 複数の事業計画書を提出したとき。

エ 申請書類提出後に事業計画書の内容を変更したとき。

オ 申請書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。

カ 県が支払う委託料について、上限額を超える提示をしたとき。

キ その他、指定管理者の指定申請等に関して不正な行為があったとき。

10 募集要項の配布

(1) 配布場所

静岡県健康福祉部医療健康局健康増進課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号（県庁西館3階）

T E L : 054-221-2433 F A X : 054-251-7188

(2) 配布期間

令和元年9月11日（水）から令和元年9月27日（金）まで

募集要項・申請書様式等は静岡県ホームページにも掲載する。

県ホームページ <http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-430/kenzou/shiteikanri.html>

※来訪の場合は平日の午前9時から午後5時の間とする（ただし、正午から午後1時までの間を除く）。

11 現地説明会

(1) 場 所 静岡県総合健康センター 第3研修室

(2) 日 時 令和元年9月24日（火） 午後2時から（2時間程度）

(3) 参加人数等 申し込みをしようとする1団体につき2名以内とする。

(4) 内 容 募集要項、仕様書に関する説明、施設見学

(5) 申込方法 現地説明会参加申込書（様式1）に必要事項を明記の上、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで「20 問い合わせ先及び申請書類等提出先」へ申込む。

(6) 申込期限 令和元年9月20日（金）（必着）

※指定管理者の申請をしようとする場合には、必ず当説明会に出席すること。

12 募集に関する質問

- (1) 受付期間 令和元年9月17日(火)から
令和元年9月27日(金)まで(午後5時15分必着)
- (2) 受付方法 質問書(様式2)に質問事項を記入の上、郵送、電子メール又はファクシミリのいずれかで、「20 問い合わせ先及び申請書類等提出先」へ提出すること。
- (3) 回答方法 質問者には、電子メール又はファクシミリにて回答する。
- (4) 回答の公表 質問に対する回答は、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利害を害する恐れのあるものと県が認めたものを除き、県のホームページで公表する。

県ホームページ <http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-430/kenzou/shiteikanri.html>

13 申請の手続

指定管理者の指定を受けようとする者は、次の事項に従い申請書類を提出すること。
なお、申請に関して必要となる費用は、すべて申請者の負担とする。

(1) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書

(静岡県総合健康センターの設置及び管理に関する条例施行規則別記様式)

イ グループ申請構成書(様式3)

ウ 事業計画書(様式4)

エ 事業者に関する各種書類

グループで申請する場合は構成団体ごとに提出すること。また、構成するすべての団体のものを提出すること。

(ア) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(イ) 法人にあっては法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し

(ウ) 印鑑証明書(グループ申請の場合)

(エ) 団体の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類(様式5)

法人等の事業内容がわかるパンフレット等があれば、併せて提出すること。

(オ) 役員の名簿及び履歴を記載した書類

(カ) 直近2事業年度における貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類

(キ) 直近3年間の法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税に関する納税証明書

(ク) 過去の業務実績を記した書類(貸し館施設及び健康増進施設又はこれに類する施設の管理に関するもの。)

(ケ) グループ協定書の写し(グループ申請の場合。様式任意)

(コ) 委任状(グループ申請の場合。様式6)

(サ) その他参考となる書類

※各証明書は、申請日前3ヶ月以内に交付されたものとする。

オ 提出書類作成上の注意事項

(ア) 言語、通貨及び単位は原則として日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める計量単位とする。

(イ) 規格はA4判とする。ページ数を中央下に表記すること。

(2) 提出部数

10部（正本1部、副本9部）

正本、副本とも目次を付け、2穴綴じファイルに綴じる。

(3) 提出先

「20 問い合わせ先及び申請書類等提出先」に同じ。

(4) 提出期間

令和元年10月3日（木）から令和元年10月18日（金）午後5時15分まで（必着）

(5) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は「書留」とすること）。

持参の場合は、平日の午前9時から午後5時の間とすること（ただし、正午から午後1時までの間を除く）。

(6) 申請書の取扱い

ア 著作権

申請者から提出された申請書類の著作権は、申請者に帰属する。

ただし、県は、指定管理者候補者選定結果の公表に必要な場合、その他県が必要と認める場合は、指定管理者候補者の申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、指定管理者候補者選定結果の公表に必要な範囲で、その他の申請者の申請書類の一部を無償で使用できるものとする。

イ 特許権等

申請内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとする。

ウ 記載内容の変更等の禁止

提出した書類は、原則としてこれを書換え、差替え、又は撤回することはできない。

エ 辞退

申請書類の受理後に辞退する場合は、辞退届（様式7）を提出すること。

オ 返却

申請書類は、一切返却しない。

14 指定管理者候補者の審査及び選定

(1) 選定方法

ア 指定管理者選定委員会が、申請書類の内容並びにプレゼンテーション及びヒアリ

ングの結果により審査し、指定管理者の候補者を選定する。

イ 指定管理者選定委員会は、選定した候補者を知事に報告し、知事は報告に基づいて指定管理者候補者を選定し、県議会の議決（令和元年12月定例会予定）を経て指定管理者を指定する。

ウ 申請者の中に指定管理者としてふさわしいと県が認める者がいなかった場合は、この募集に基づく指定管理者の指定は行わない。

(2) 指定管理者選定委員会委員

氏名	職名
大坪 檀	学校法人新静岡学園静岡産業大学総合研究所所長
尾島 俊之	国立大学法人浜松医科大学教授
三枝 知子	三島市健康推進部技監兼健康増進課長
鈴木 宏幸	静岡県健康福祉部医療健康局長
高木 利夫	公益財団法人静岡県文化財団専務理事
藤井 茂男	公益財団法人静岡県体育協会事務局長

(敬称略 五十音順)

当募集要項の配布後、指定管理者候補者の公表までの間に、申請者又は申請者の代理人その他の関係者が、指定管理者選定委員会委員に対し、接触を求めたり、文書等を送付したり、利益を供与するなど、申請者を有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁じる。

(3) 選定基準

次に掲げる基準のいずれにも該当するもののうちから、最も適切にセンターの管理を行うことができると認められるものを候補者として選定し、県議会の議決（令和元年12月定例会予定）を経て指定管理者を指定する。

ア 事業計画書の内容が、県民の平等な使用を確保することができるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画書の内容が、センターの効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画書に沿った管理・運営を安定して行う能力を有しているものであること。

エ 地域における健康づくりの推進に関する高度な知識及び技術並びに十分な経験を有しているものであること。

(4) 審査項目と配点

審査項目及び配点は次のとおり。

ア 団体の能力 10点

(ア) 団体の経営状況、事業実績

(イ) 健康づくり施設に関する基本的考え方

(ウ) 類似施設の運営実績

イ 経営に関する計画 20点

(ア) 収支計画及び指定管理料

(イ) 来所者計画

ウ	(ウ) 管理経費の節減等 組織体制に関する計画	20点
	(ア) 管理運営体制	
	(イ) 職員の配置計画	
	(ウ) 職員の研修計画	
	(エ) 苦情等に対する方策	
エ	サービス向上、利用増進に関する計画	25点
	(ア) イベント、自主事業計画、広報計画	
	(イ) 利用者意見の反映	
	(ウ) 地域団体等との連携	
オ	施設管理に関する計画	15点
	(ア) 県産品の活用	
	(イ) 雇用の確保	
カ	危機管理体制	10点
	(ア) 地震・火災等緊急時の対応	
	(イ) 事故防止の取組及び発生時の対応	
	(ウ) 個人情報保護の保護措置	

(5) 選定結果の通知と公表

指定管理者選定委員会での候補者の選定結果に基づき、知事が指定管理者の候補者として選考し、選考結果は、選考後速やかに申請者に通知するとともに公表する。

また、県は、申請者から得た情報及び評価点数等について、審査終了後にホームページへの公開や報道機関への情報提供などにより公表する。

(6) 協定の締結

県議会の議決（令和元年12月定例会予定）を経て、指定管理者として指定し、その旨を告示する。

議決後、指定管理者として指定された団体と県で業務を実施していく上で必要となる事項について協議を行い、これに基づいて次のとおり協定を締結する。また、年度ごとの取り決めが必要となる事項については、年度協定によりその内容を明記する。

その際、指定管理者として指定された団体が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定を取り消し、提示金額の十分の一以上の額を違約金として徴収する。なお、その場合には選考結果が次順位であった団体を指定管理者とし、協定を締結する。

ア 利用承認等に関する事項

条例に定める額の範囲内で、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て利用料金を定めることができる。利用料金は、指定管理者が直接収入として収受することができる。

イ 利用料金の減免に関する事項

(ア) 必ず利用料金を減免する場合

- a 業務仕様書に記載の「静岡県総合健康センターの使用料の減免について」による。
- b 毎年8月21日（県民の日）及び2月23日（富士山の日）の同日又は近辺の1日において、体育館を無料にて施設開放する。

(イ) 減免額相当額の補填

(ア)の場合も減免額相当分は委託料に含まれているものとし、県から補填しないため、事業計画（収支計画）の作成に当たっては注意すること。

15 モニタリングの実施方法について

(1) 事業実施計画書・実績報告書の提出

毎年度、業務仕様書に定める事業実施計画書及び実績報告書等を作成し、提出すること。

その他、必要に応じて、県から管理運営状況についての報告書の提出を求めることがある。また、必要に応じて、県が実地調査し、又は必要書類の提出を求めて調査することがある。

(2) 評価委員会への出席

管理業務の実施に当たり、県が開催する評価委員会に出席し、委員の評価を受け、管理業務の改善に努めること。

(3) 利用者満足度調査の実施

管理業務の実施に当たり、利用者の声を業務の参考に資するため、利用者アンケート調査を毎年度実施し、結果を県へ報告すること。

(4) 事業実施計画書等の公表

上記の事業実施計画書及び実績報告書並びに評価委員会に提出した書類及び評価結果は、原則として県ホームページにおいて公表する。

16 指定管理業務の引受け、引継ぎについて

(1) 業務の引受け

指定管理者として選定された団体（現指定管理者を除く）は、令和2年4月1日から指定管理業務を円滑に行うことができるよう、必要な人員や適切な体制を整備するとともに、現在の指定管理者から一定期間引継ぎを行うこと。

また、指定期間開始前に申し込みがあった令和2年4月1日以降の施設の利用については、原則として現指定管理者から引受けるものとする。

なお、指定管理業務の開始日（令和2年4月1日）より前に業務の引受け等に要した費用は、すべて指定管理者として選考された団体の負担とする。

(2) 指定管理期間終了に当たっての引継ぎ

指定管理期間が終了したとき（継続して指定管理者に指定されたときを除く。）又は指定管理が取り消されたときは、施設を原状に回復し、県に施設、備品及び必要な書類等を引き渡すとともに、次期指定管理者又は県と十分に業務引継ぎを行うこと。

指定期間満了後の使用に係る利用料金を事前に収受する場合は、その利用料金に相当する金額を、次期指定管理者又は県に引き継ぐこと。

(3) 引受け、引継ぎの方法

引受け及び引継ぎを行うときには、現指定管理者と次期指定管理者の責任者の間で、行うこと。

17 センター内での県職員の勤務について

県職員は、次の表に掲げる場所において、健康づくりに関する調査・研究を行う。

これらのスペースについても指定管理者が管理業務（運営は対象外）を行うこととし、電気・ガス・上下水道料金、NHK受信料、清掃に係る経費は委託料に含まれるものとする。

なお、印刷・通信費等の使用料は、別途覚書を締結の上、複写機、郵送料（宅配便等）は実績により、電話・ファクシミリは、県と按分の上支払うものとする。

名称	所在場所
県健康増進課総合健康班（駐在員）室	センター1階
第1、2会議室	センター1階
指導相談室	センター2階
(旧)職員休憩室	センター2階
(旧)不妊専門相談室	センター2階
(旧)待合室	センター2階
調査・研究室	センター3階
文書庫	センター3階
静岡県健康増進課公用車スペース	センター駐車場

※月曜日は休館日であっても、県の駐在員は勤務日であるため、電気、空調等についての対応が必要となる。

18 その他、管理運営に当たっての注意事項

(1) 指定管理者名の表示について

指定管理の業務を行う場合は、センターが指定管理者制度による施設であることを利用者等に示すため、施設内やパンフレット、ホームページなどに指定管理者名を表示すること。

(2) 安全配慮について

指定管理者は、業務を行うに当たり、利用者の安全確保を最優先とした管理を行うこと。特に、体育館や健康筋力づくり研究室については、運動などにより怪我などの危険性も増すと考えられることから、細心の注意を払うとともに、負傷者の出た際の対応などについても体制を整備すること。

(3) 環境に配慮した取組について

指定管理者は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、静岡県の「ふじの国地球温暖化対策実行計画」に沿って、温室効果ガスの排出量の削減に努めるとともに、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づいて行う年間エネルギーの使用量を県へ報告すること。

また、環境に配慮した商品・サービスの購入を推進し、廃棄にあたっては資源の有効活用や適正処理を図ることや施設の利用者に対して環境の保全に関する情報提供に努めること。

(4) 法令等の遵守について

管理業務を行うに当たっては、次に例示する法令等、その他センターの管理を行う上で必要な法令等を遵守すること。

ア 地方自治法、同施行令

イ 労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法ほか労働関係法規

ウ 静岡県総合健康センターの設置及び管理に関する条例、同条施行規則

エ 消防法、水道法その他施設又は設備の維持管理又は保守点検に関する法令

オ 静岡県個人情報保護条例

カ その他関係法令

(5) 行政目的を踏まえた運営について

静岡県総合計画、第3次ふじのくに健康増進計画など、行政目的を踏まえた運営を行うこと。

(6) 公租公課等の取扱いについて

地方消費税、事業所税、法人住民税等の公租公課については、すべて指定管理者として指定された団体の負担とする。

また、14(6)の協定書に係る収入印紙は、指定管理者の負担とする。

(7) 業務の委託について

指定管理者が行う業務の全部を第三者に委託し、請け負わせることはできない。

ただし、県が必要と認めた場合については、業務の一部に限り、県の承認を得て再委託することができる。(再委託先の選定については、静岡県暴力団排除条例に従って暴力団関係者を排除すること。)

(8) 県産品の活用や雇用の確保について

指定管理者は、業務の実施、物品の購入等にあたり、県産品の活用や県内居住者の雇用に努めること。

(9) 自動販売機等の設置について

指定管理者が施設内に、来場者の利便のための常設売店、自動販売機等を設置する場合には、事前に県と協議することとし、その面積に応じて賃借料を支払うこと。

(10) 個人情報の管理について

指定管理者は、静岡県個人情報保護条例に基づき個人情報を適切に管理すること。

(11) 守秘義務について

指定管理者は、指定管理業務を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはならない。指定期間が終了した後も同様とする。

(12) 情報公開について

指定管理者は、静岡県情報公開条例の趣旨に基づき、管理運営業務に関して保有する情報について、適正に公開するように努めること。

(13) 委託範囲内の県備品の取扱いについて

委託範囲内の県備品については、指定管理者に無償で貸与する。

年1回以上、貸与備品の全数確認を行い、結果を県へ報告すること。

(14) 立ち木の調査について

指定管理期間中1回以上（最終年度は必ず実施）に、敷地内の立ち木について実態調査を行い、結果を県へ報告すること。

(15) 監査等について

静岡県監査委員会による監査は、指定管理業務だけでなく、指定管理者が処理している出納関連事務も対象となること。

(16) 三島市指定緊急避難先としての使用について

新たに指定管理者となる者は、三島市から申出があった場合には、当センターを引き続き同市の指定緊急避難場所として使用することについて、県、市及び指定管理者の三者において覚書を締結するものとする。

(17) その他

当募集要項の配布後に生じた施設・設備等の変更については、県及び指定管理者において協議する。

19 期間評価結果の次期指定管理者選定への反映について

今回の選定を経て指定された指定管理者が、静岡県総合健康センターの次回指定管理者選定公募に応募する場合、今回の指定管理期間における管理実績に対する評価（期間評価）の結果に応じて、次回の選定時に加点を行う。

期間評価の結果	左記の目安	次回選定時における 加点割合（上限）
管理実績が特に優秀	評価時総配点の90%以上	選定時総配点の10%以内
管理実績が優秀	評価時総配点の80%以上	選定時総配点の5%以内

20 問い合わせ先及び申請書類等提出先

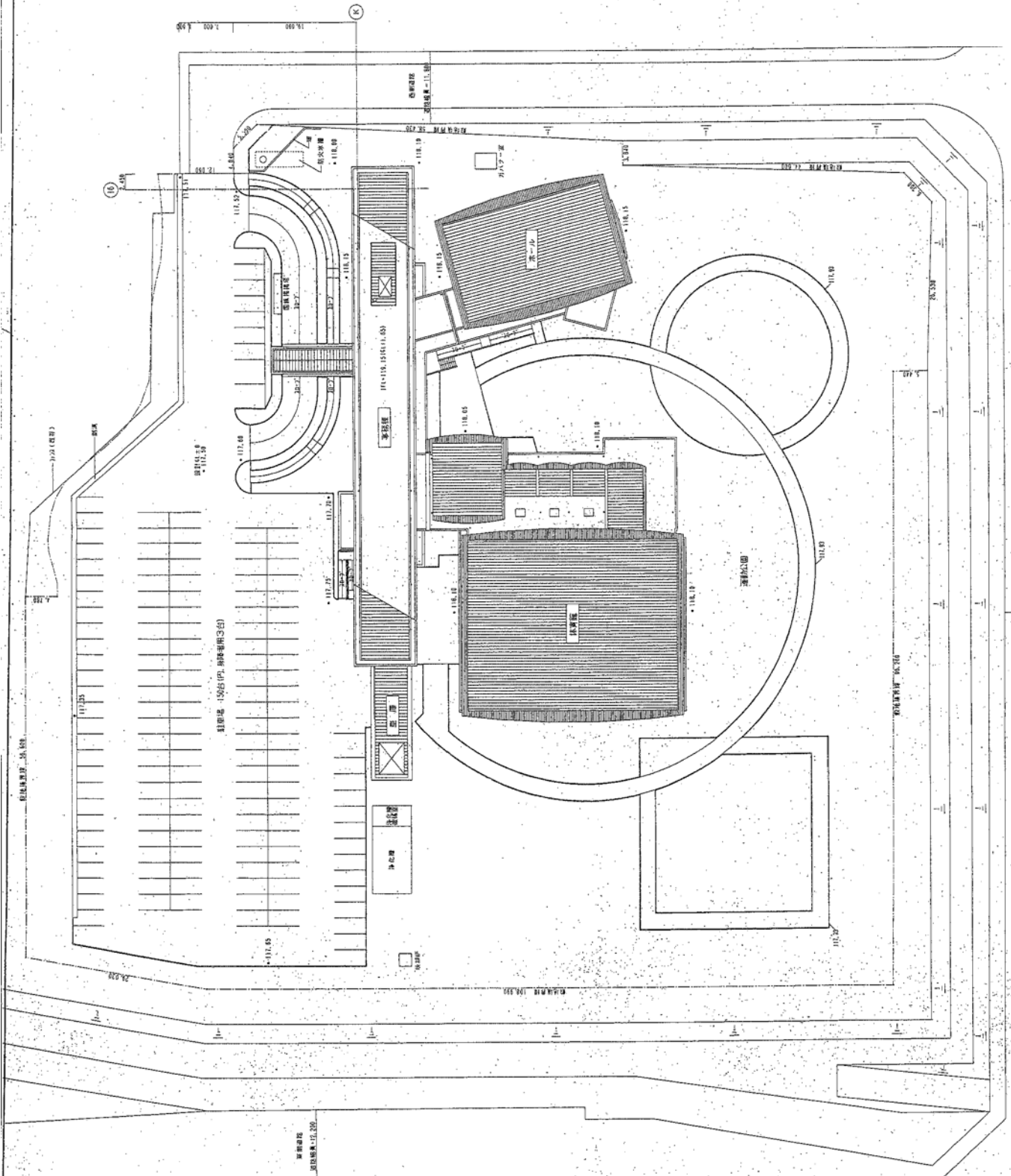
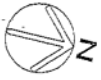
静岡県健康福祉部医療健康局健康増進課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号（県庁西館3階）

T E L : 054-221-2433 F A X : 054-251-7188

E-mail: kenzou@pref. shizuoka. lg. jp

平面図



②④
文書庫

県駐在職員室
第1、2会議室

- (旧)不妊専門相談室
- ②④ (旧)職員休憩室
- ②⑤ (旧)待合室

コンピュータ室

②
休憩室

②
待合室

